

令和 6 年度 前期選抜募集要項

福島県立いわき総合高等学校
〒973-8404
福島県いわき市内郷内町駒谷 3-1
電話 (0246) 26-3505 (代)

1 本校総合学科の教育理念

本校では、普通教育・専門教育に関する幅広い選択科目を設置して、個性を生かした主体的な学習の展開に取り組み、国際化・情報化・高齢化の進展に対応できる人材及びスポーツや芸術の分野で活躍できる人材の育成を目指す。

2 対象学科及び募集定員

(1) 特色選抜

課 程	学 科	特色選抜募集定員
全 日 制	総合学科	募集定員（200 名）の 25%程度

(2) 一般選抜

課 程	学 科	一般選抜募集定員
全 日 制	総合学科	募集定員（200 名）から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数

3 通学区域

県下一円

4 出願資格

高等学校に入学を出願することのできる者は、次の(1)、(2)の各号のいずれかに該当する者とし、特色選抜への出願資格については、(1)又は(2)に加えて(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和 6 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 特色選抜における志願してほしい生徒像

本校は、総合学科として普通教育・専門教育に関する幅広い選択科目を設置して、個性を生かした主体的な学習の展開に取り組んでおり、次のような生徒を求める。

総合学科の系列科目の学習に積極的に取り組み、充実した高校生活を通して進路目標の達成を目指す者。特に、

○芸術領域においては、優れた実績若しくは資質を有し、以下の①、②の双方、若しくはいずれか一方を満たす者。

○スポーツ領域においては、優れた実績若しくは資質を有し、以下の①、②の双方、若しくは②を満たす者。

①受験した専門分野について、入学後もその分野の系列科目を積極的に選択し学ぶ者。

②受験した専門分野について、入学後もその分野の部活動を行う者。

6 出願方法

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。

(2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

7 出願期間

令和6年2月5日（月）から2月8日（木）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、434円切手を貼付した返信用封筒（長形3号、住所氏名を記載したもの）を同封の上、令和6年2月8日（木）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）

② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。県教育委員会所定の様式）

なお、提出期間は令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

③ 特色選抜志願理由書（本校所定のもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

⑥ 特色選抜個人カード（本校所定のもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
 - ② 特色選抜志願理由書（本校所定のもの（上記(1)③に同じ））
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ③ 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの（上記(1)④に同じ））
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの（上記(1)⑤に同じ））
 - ⑦ 特色選抜個人カード（本校所定のもの（上記(1)⑥に同じ））
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（県教育委員会所定の様式）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

9 自己申告書の提出

- (1) 自己申告書の提出を希望する者は、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84 円切手を貼付した返信用封筒（長形3号、住所氏名を記載したもの）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（県教育委員会所定の様式）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。
郵送の場合には、令和6年2月16日（金）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

10 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記8に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（県教育委員会所定の様式）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

11 願 書 受 付

- (1) 本校においては、受験番号を記入した受験票（県教育委員会で作成したもの）及び入学検定料納付済証明書（県教育委員会で作成したもの）を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
- ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

12 出 願 先 変 更

志願者は、令和6年2月9日（金）から2月14日（水）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

- (1) 出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（県教育委員会所定の様式）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（県教育委員会所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して先に出願した高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

- ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた高等学校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（県教育委員会所定の様式）を交付する。

- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (5) 出願先変更により本校の特色選抜に新たに出願する者は、上記(4)に加え、特色選抜個人カード（本校所定のもの）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (6) すでに交付を受けた受験票は返還する。

13 出 願 の 取 消 し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（県教育委員会所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（県教育委員会所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 特 色 選 抜

1 選抜方法・選抜資料

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色面接及び特色検査の結果を資料として、選抜を行う。

学力検査	特 色 選 抜 志願理由書	調査書	特色面接	特色検査
5教科とする。 学力検査の満点を合計250点とする。	本校への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。	「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を2倍することとし、195点満点とする。「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計250点満点とする。	集団面接を実施する。 面接は段階評価する。	下記「3の(4)」のように実技を実施する。 実技については、各種技能や能力をみる。 実技については、500点満点とする。

※ 選抜資料の満点は1000点とする。

2 学力検査

- (1) 日 時 令和6年3月5日（火）
 - ① 集合時刻 午前8時20分
 - ② 開始時刻 午前9時
- (2) 集合場所 本校 北校舎（校舎入口は西昇降口）
- (3) 日 程

8:20	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
集合・点呼 諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

(4) 注意事項

- ① 受験票、上ばき、下足袋、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（分度器機能を有する定規を除く）を持参すること。下敷、分度器は使用できない。
- ② 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

3 特色面接及び特色検査

(1) 日 時 令和6年3月6日(水)

① 集合時刻 午前8時30分

② 開始時刻 午前9時

(2) 集合場所 本校 北校舎(校舎入口は西昇降口)

(3) 日 程

面接順番等の詳細は、令和6年3月5日(火)学力検査終了後に発表する。受験者数によって午後まで検査がかかる場合もある。

(4) 特色検査の内容

各志願分野において、より専門的かつ高度な内容に関することも含めて実施する。

志願分野		実技	内容及び実施条件	持参する物
スポーツ		選択種目については別紙【選択種目及び準備物】を参照すること。	選択種目に関する高度な実技	別紙【選択種目及び準備物】を参照すること。
芸術	音楽	共通課題 及び 楽器演奏 又は 歌唱	共通課題 ・リズム打ち ・新曲視唱(音名唱) 専門実技 ・自由曲(2分程度)	・演奏する楽器(本校の楽器で貸出できるものは「特色選抜個人カード」を参照すること。) ・伴奏を必要とする者は、それを録音した音源と再生する機器。ただし、スマートフォンやタブレットは禁止とする。
	美術	描写表現 及び 発想構想表現	・写实的描写力を問う課題(時間は90分) ・発想力、構想力を問う課題(時間は45分)	・描画用鉛筆各種 ・練り消しゴム ・プラスチック消しゴム
	演劇	朗読 身体表現 協働的表現	芸術・表現系列(演劇)で学ぶに適した人物かを適正に判断するための課題	・運動着

(5) 注意事項

① 共通持参物：受験票、上ばき、下足袋、昼食

② 志願分野が芸術(音楽)の者は、演奏曲の楽譜のコピーを、学力検査を実施する令和6年3月5日(火)に持参し、事前に2部提出する。楽譜のコピーには、当日演奏する部分がわかるように演奏開始箇所と終了箇所を示し、加えて表面右上に「受験番号、学校名、志願者氏名」を明記すること。なお、強弱の書き込みなど不要な書き込みがないものとする。

15 一 般 選 抜

1 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、学力検査の成績の結果を資料として選抜を行う。

学力検査	調査書
5教科とする。 学力検査の満点を 250 点とする。	「各教科の学習の記録」は 195 点満点、「特別活動等の記録」は 55 点満点とし、合計 250 点満点とする。

※ 学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

2 学力検査

学力検査については、「14 特色選抜」の「2 学力検査」（5 ページ参照）に定めるところによる。

16 追 検 査 等 の 実 施

- (1) 令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、追検査等の受験資格がある志願者がいる場合には、追検査等を実施する。手続き等については、令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱による。

- (2) 追検査等の実施日及び会場は次のとおりとする。

① 実 施 日 令和6年3月11日（月）

② 会 場 本校

- (3) 受験状況別の集合時間及び日程については、以下のとおりとする。

- ① 令和6年3月5日（火）（学力検査）のみ欠席した志願者

集合時刻 午前8時20分

学力検査 午前9時開始

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

- ② 令和6年3月5日（火）（学力検査）に欠席し、令和6年3月6日（水）（特色面接・特色検査）に欠席した志願者

集合時刻 午前8時20分

学力検査 午前9時開始（上記(3)①に同じ）

特色面接・特色検査 午後3時開始（予定）

- ③ 令和6年3月5日（火）（学力検査）に出席し、令和6年3月6日（水）（特色面接・特色検査）に欠席した志願者

集合時刻 午後2時20分（ただし、午後2時以前の来校は控えてください。）

特色面接・特色検査 午後3時開始（予定）

ただし、令和6年3月5日（火）（学力検査）に欠席した志願者（上記(3)①②に該当する志願者）がいない場合は、集合時間を午前8時20分、検査等を午前9時開始として実施する。

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

- (4) 集合時間、集合場所、日程等の詳細は出願者数が確定した後、中学校卒業及び卒業見込の者については、在学（出身）中学校長を通して連絡する。
また、それ以外の者については、直接連絡する。
- (5) 令和6年3月5日（火）の学力検査の際、インフルエンザ罹患者、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良者等により別室で受験した志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。
- (6) 検査当日の注意事項については「14 特色選抜」の「2 学力検査」（5ページ参照）、「3 特色面接及び特色検査」（6ページ参照）、「15 一般選抜」（7ページ参照）に同じとする。

17 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日（木）正午以降に本校で発表する。
- (2) 合格通知書は、合格発表当日に受験票と引き換えに本人へ交付する。
- (3) 電話による問い合わせには応じない。
- (4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

18 その他

障がい等のある志願者に対する配慮及び入学者選抜に関するその他の事柄については、令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱による。